

平成19年6月8日

各 位

会 社 名 寺崎電気産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田正一
(JASDAQ・コード番号 6637)
問合せ先 常務取締役 諏訪 猛
(TEL. 06-6692-1131)

訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、三星火災海上保険株式会社より、同社が三星重工株式会社より取得した製造物責任に基づく賠償請求権の代位請求のために提起されておりました訴訟に関して、下記のとおり和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、三星火災海上保険株式会社(韓国ソウル市)より、同社が三星重工株式会社(韓国ソウル市)より取得した製造物責任に基づく賠償請求権の代位請求のための訴えを平成18年3月15日付で大阪地方裁判所に提起されておりました。

賠償請求は、三星重工株式会社が建造中であった船舶に対して、当社が納入した船舶用高圧主配電盤の欠陥に起因した事故が発生し当該船舶に損傷を負わせたとの主張に基づくものであります。

三星海上火災保険株式会社は、三星重工株式会社に対する保険金の支払いにより、賠償請求権を代位取得し、当社に対し1,124,078米ドル及び980,415,409韓国ウォンの支払をするよう提起してきたものであります。

これに対して当社は、原告の主張する三星重工株式会社における事故は、同社の無理な試験運転の実施が原因であり、当社の船舶用高圧主配電盤には原告の主張する欠陥がないことから、原告の請求を棄却するよう主張して係争しておりました。

今般、同裁判所よりの勧告に基づき平成19年5月29日に請求額の10%に相当する金額を当社が支払う(PL保険金を充当するので現実の支出はありません)ことで和解が成立いたしました。

2. 和解の要旨

当社は、原告に対して和解金25,200,524円を平成19年6月30日までに支払うことを認めました。

なお、当社は和解のメリットとして、下記の事項等が考えられるため、裁判所の勧告に応じたものであります。

- ① 裁判のため当社の中核的技術者が再々対応を必要とすることがなくなる
- ② 原告が現在も当社が取引継続中の企業グループの一員であるので、同グループとの友好関係も維持できる
- ③ PL保険金で和解金が支払われるので、当社には財務的負担が殆ど発生しない

3. 今後の見通し

本件の解決に伴い、訴訟経費等の軽微な費用発生がありましたが、平成20年3月期の中間期、通期とも連結業績、個別業績に影響はありません。

以 上